

一宮市立神山小学校いじめ防止基本方針

1 いじめの防止についての基本的な考え方

(1) 本校の教育目標

「笑顔いっぱい 元気いっぱい 学びいっぱい」を合言葉に「もっといい自分」を目指し、『かしこく みんなにやさしく たくましく生きる子』の育成と保護者・地域社会から信頼される学校づくりを目指す。

めざす子ども像	・みんなにやさしい子	・・・笑顔いっぱい
	・たくましく生きる子	・・・元気いっぱい
	・学び、考える かしこい子	・・・学びいっぱい

(2) 経営方針

教職員の信頼と責任ある協力体制を確立し、全職員が本校の教育目標の実現に向け、自己研鑽に励み、自己の資質・授業力の向上に努め、信頼される学校づくりを目指す。

- ア 「わかる・できる・学び合う・身につく」楽しい授業の実践を通して、確かな学力の向上を図る。
- イ 互いのよさと違いを認め合う仲間づくりに努め、豊かな人間性や社会性を育成する。
- ウ 体力の向上と望ましい生活習慣の定着を図り、健やかなからだを備えた子を育成する。
- エ 国際理解・情報・環境教育などの充実を通し、未来に生きる力を身につけた子を育成する。
- オ 子どもたちにとって安全・安心で、家庭や地域から信頼される学校づくりを目指す。
- カ 教職員は、その使命と責任を自覚し、研修に励み、指導力の向上に努める。

(3) いじめに対する基本姿勢

いじめは、人権に関わる重大な問題であり、心や体の健やかな成長に重大な影響を与えるだけでなく、その命をもおびやかすおそれがある。いじめは、人間として絶対に許されない行為であり、どの児童もいじめの被害者にも加害者にもなりうる、すべての児童に関わる問題である。

こうした基本的な考えを基に、児童の尊厳を守り、いじめに向かわせないために、教職員が日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的にいじめに対応していく。また、いじめの防止等の対策は、学校、家庭、地域住民その他の関係機関の連携の下に、「いじめをしない、させない、見逃さない」ための取り組みを積極的に展開していく。

学校は、児童が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場ではなくてはならない。そこで、児童一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な教育活動の中で自らの力を伸ばしていくために、いじめ防止に取り組むとともに、児童一人一人の自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

(4) いじめの定義

この基本方針において対象とする「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの（いじめ防止対策推進法第2条）とする。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つて行うことが必要である。いじめには、多様な態様があることを考慮し、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないように努めることが大切である。

さらに、いじめのうち、犯罪行為として扱われるべきと認められ、警察の専門的な知識や技能が必要と判断されるものや、児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがあるものは、教育的な配慮や被害者の意向を配慮した上で、早期に警察に相談し、連携した対応をとることが必要である。

(5) 指導の重点

- ・悩みや問題の把握、解決方法などを児童と教師、教師と保護者との信頼関係を基盤にして、愛情と忍耐とをもって指導・援助していく。
- ・思いやりの心を育てるとともに、互いの人格を尊重し合い、不正を許さない心を育てる。
- ・いじめの予防と早期発見に努めるとともに、いじめや不登校を起こさせない明るく温かな雰囲気づくりに努める。

2 いじめ防止対策組織

「いじめ・不登校対策委員会」を設置し、いじめの未然防止に取り組むとともに、いじめのささいな兆候や懸念、児童からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応する。

「いじめ・不登校対策委員会」は校長、教頭、主幹教諭、教務主任、校務主任、学年主任、生徒指導主任、いじめ等対策主任、不登校対策主任、保健主事、養護教諭で構成し、必要に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を加える。必要に応じて、警察等関係機関と連携する。

(1) 「いじめ防止対策組織」の役割

ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認

- ・「学校いじめ防止基本方針」に基づき、組織的な対応を図る。
- ・教職員による取組評価・保護者による学校評価アンケートを行い、「いじめ・不登校対策委員会」及び「学校運営協議会」において、学校におけるいじめ防止対策を検証し、改善策を検討していく。

イ 教職員への共通理解と資質の向上

- ・年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
- ・いじめアンケート（「つぶやきメール・ミニメール」）や一日観察日（毎月12日）、個人面談「ハートフルウィーク」、スクールライフノート等の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効あるいじめ防止対策に努める。
- ・職員会議でいじめ・不登校等についての情報を共有し、教職員の共通理解を図る。
- ・教職員によっていじめ防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、教職員に対する研修の充実を図る。
- ・教育委員会等が主催する講演会や事例研究会に関係職員を参加させたりして、児童理解を深め、いじめ未然防止や対応についての教職員の資質向上に努める。
- ・「いじめ対策ハンドブック」「小・中学生の自殺予防～いじめ自殺をめぐる～」（一宮市教育委員会・一宮市いじめ対策推進委員会作成）を全教職員に配付し、いじめ防止の対応力の向上を図る。

ウ 児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

- ・随時、学校だよりやウェブページ等を通して、いじめ防止の取組状況を発信する。
- ・コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）を活用して、地域全体のいじめ防止意識の向上に努める。

エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）

- ・いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消にむけた指導・支援体制を組織する。
- ・事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。一宮市教育委員会へいじめについて報告をするとともに、指導・支援を仰ぐ。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
- ・問題が解消したと判断した場合も、その後の児童の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。

3 いじめの防止等に関する具体的な取組

(1) いじめの未然防止の取組

- ア 児童同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを進める。
 - ・いじめアンケート（「つぶやきメール・ミニメール」）や個人面談（学期ごとの「ハートフルウィーク」）、スクールライフノートを実施して、学級経営を見直し、より良い学級づくりに努める。
 - ・申し送り個票等を作成し、いじめの状況やその後の児童同士の関わりについて把握できるように努める。
- イ よく分かる授業を展開し、個々に自己肯定感と充実感を味わわせる。
- ウ いじめが心配される事案があった場合にもいじめの可能性を考え、周り又は全員にいじめは許されない行為であることを呼びかけ、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
- エ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。
- オ 集会等でいじめ未然防止の講話を行う。
- カ 児童の話し合い活動などの主体的な活動を年間計画に位置づけて実施し、いじめ防止の意識を高める。
- キ 情報モラル教育の充実を図り、児童がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、「ネット上のいじめ」の被害者、加害者とならないよう継続的に指導する。
- ク 保護者に対して、必要な広報・啓発活動を実施する。

(2) いじめの早期発見の取組

- ア 日頃の児童のささいな変化や気になる行為に関して、情報を共有し、組織的に見守り・支援できる全校体制を整える。
- イ いじめアンケート（「つぶやきメール・ミニメール」）、個人面談（学期ごとの「ハートフルウィーク」）の定期的な実施や、一日観察日（毎月12日）、毎日のスクールライフノートの実施を通して、児童の小さなサインを見逃さないように努める。
- ウ 過去にいじめ被害にあった児童に対し、継続的な見守りを行う。
- エ 通学の旗当番の保護者や下校の見守り隊の方々から情報を得るように努める。
- オ 児童が相談しやすい環境を整える。
 - ・教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努める。
 - ・相談箱を設置し、児童が担任以外の職員にも相談できるようにする。
 - ・県及び市のスクールカウンセラーの相談日を全家庭に紹介（配付）する。
 - ・電話相談窓口の一覧を全家庭に紹介（配付）する。

(3) いじめに対する措置

- ア いじめの発見・通報を受けたら、「いじめ・不登校対策委員会」を中心に組織的に対応する。
- イ 被害児童を守り通すという姿勢で対応する。
- ウ 加害児童には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- エ 8教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、一宮市教育委員会、警察署、児童相談センター等の関係機関との連携のもとで取り組む。
- オ 「ネット上のいじめ」への対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。

4 重大事態への対応

- (1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会を通じて市長に事態発生について報告をし、「重大事態対応フロー図」に基づいて対応する。

- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ・不登校対策委員会」を開催し、一宮市教育委員会へいじめについて報告をするとともに、指導・支援を仰ぐ。事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応するとともに、関係諸機関との連携を図る。
- (3) 調査結果については、一宮市教育委員会を通じて市長に報告する。また、被害児童、保護者に対して適切に情報を提供する。

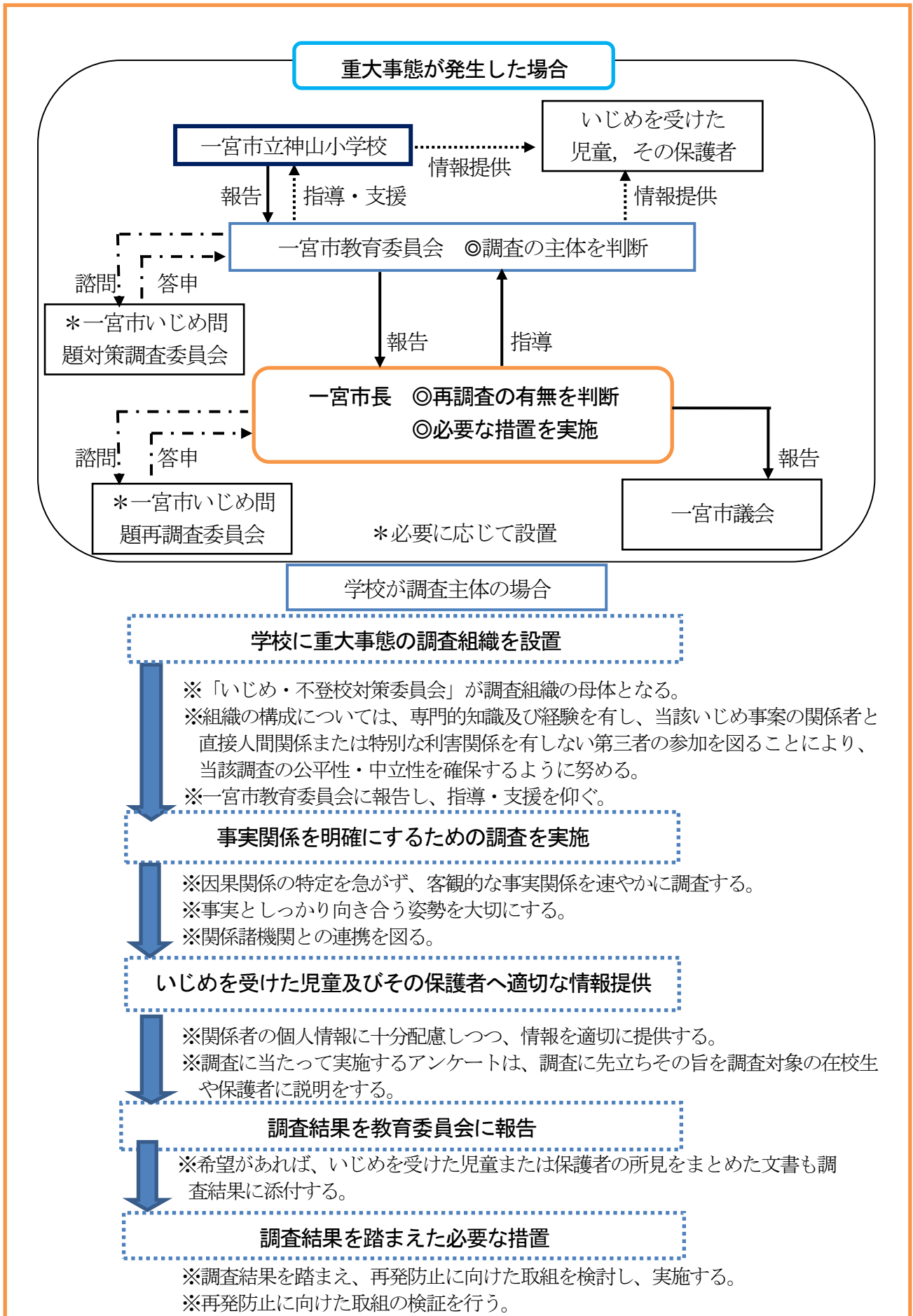
5 学校の取組に対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、PDCAサイクルで見直し、実効性のある取組となるように努める。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ、教職員による取組評価・保護者による学校評価アンケートを実施し、「いじめ・不登校対策委員会」及び「学校運営協議会」において、いじめに関する取組の検証を行う。

6 その他

- (1) 「学校いじめ防止基本方針」を学校ウェブページに掲載する。
- (2) 「子どもSOS ほっとライン24」相談窓口一覧を学校ウェブページに掲載する。
- (3) 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。

【重大事態の対応フロー図】



＜一宮市立神山小学校いじめ防止取組の年間計画＞

	「いじめ・不登校対策委員会」	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携	
4月	P ↓	○「学校いじめ防止基本方針」の内容の確認 ○道徳年間計画	○相談箱やスクールカウンセラーによる教育相談の児童、保護者への周知	○いじめ相談窓口の児童、保護者への周知 ○身体計測 ○つぶやきミニメール	○授業参観 ○「学校いじめ防止基本方針」の周知（学校ウェブメール）
5月	D ↓ C	○現職教育「いじめ防止について」	○1年生を迎える会	○つぶやきミニメール ○「Q-U」(QUESTIONNAIRE-UTILITIES)『楽しい学校生活を送るためのアンケート』	○学校公開
6月	A ↓		○なかよし遊び（異年齢集団活動）	○つぶやきメール ○ハートフルウィーク	
7月	P ↓	○全教職員による「取組評価アンケート」の実施→検証		○つぶやきミニメール	○個人懇談会
8月	↓	○中間評価→検証 ○現職教育「校外研修内容の伝達」			
9月	D ↓		○情報モラル教室 ○なかよしフェスティバル（異年齢集団活動）	○身体計測 ○つぶやきミニメール	
10月	↓			○つぶやきミニメール	○神山連区運動会
11月	C ↓ A		○体育祭 ○セルフディフェンス講座開催（4年） ○なかよし読書（異年齢集団活動） ○人権を理解する作品づくり（習字、ポスター、標語） ○赤い羽根募金活動	○つぶやきメール ○ハートフルウィーク ○「Q-U」(QUESTIONNAIRE-UTILITIES)『楽しい学校生活を送るためのアンケート』	○学校公開 ○保護者による学校公開アンケート ○あいさつ運動（学校運営協議会と連携）
12月	P ↓	○全教職員による「取組評価アンケート」の実施	○人権週間（講話） ○児童のいじめ防止に向けた話し合い活動 ○児童のいじめ防止標語づくり ○福祉実践教室（5年）	○つぶやきミニメール	○個人懇談会 ○保護者による学校評価アンケート
1月	D ↓	○全教職員による「取組評価アンケート」の分析・検証（部会別検討）	○作品展	○身体計測 ○つぶやきミニメール	○学校公開 ○あったか家族週間（学校運営協議会と連携） ○学校運営協議会での「取組評価」「自己評価」の分析
2月	C ↓	○自己評価 ○評価を基に運営委員会で「基本方針」の見直し	○卒業生を送る会 ○なかよし集会・遊び（異年齢集団活動）	○つぶやきメール ○ハートフルウィーク	○学校運営協議会での「取組評価」「自己評価」の見直し
3月	↓	○評価を基に職員会議で「基本方針」の見直し	○スポーツ大会（学年交流）	○つぶやきミニメール	
通年	A	○校内のいじめに関する情報の収集 ○対応策の検討 ○職員会議での情報共有 ○学年部会での情報共有	○校長講話 ○道徳教育、体験活動の充実 ○わかる授業の充実	○健康観察の実施 ○一日観察日（12日） ○スクールカウンセラーによる相談 ○スクールライフノート ○日記等 ○班長会	○保護者の旗当番 ○地域の方々の「見守り隊」の活動 ○あいさつの日（第3月曜日） ○学校運営協議会

※いじめが発生した場合の対応については、関係する職員で共通理解を図りながら、対応していく。